伊佐市農業委員会８回総会議事録

１．開催日時　　令和元年 10 月 29 日（月）午前 9 時 00 分から 10 時 20 分
２．開催場所　　菱刈庁舎　３階大会議室
３．出席委員　　（24 人）

会　　長　　　　　　13 番委員
委　　員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
2 番委員	8 番委員	2 番推進委員	10 番推進委員
3 番委員	9 番委員	3 番推進委員	11 番推進委員
4 番委員	10 番委員	4 番推進委員	12 番推進委員
5 番委員	11 番委員	6 番推進委員	13 番推進委員
6 番委員	12 番委員	7 番推進委員	14 番推進委員
7 番委員		8 番推進委員	15 番推進委員

４．欠席委員　　（4 人）

５．議事日程

第１　会議録署名委員の指名　　４番委員　　　　５番委員
第２　議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
　　　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る決定について
　　　議案第３号「農地転用事業計画変更」に係る決定について
　　　議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について
　　　議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請」に係る決定について
　　　議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る決定について
　　　議案第７号「辞任届」の承認について

６．農業委員会事務局職員
事 務 局 長　　　農地振興係長
農地振興係書記　　農地振興係書記

【開始時間　　午前９時００分】

事 務 局 長	おはようございます。只今より、令和元年度 第８回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。　一同礼。
議　　　長	皆様おはようございます。 稲刈りはお済でしょうか。今年は収穫量が少ないと言うのを聞いていますが、まだ、稲刈りがお済でない方は体に気を付けて活動をしていただければありがたいと思います。 本日は１番農業委員が欠席で、出席者は１２名で規定に達しておりますので、総会は成立いたします。 本日の議事録署名委員を、指名いたします。 ４番農業委員と５番農業委員に、お願いいたします。 ただいまより総会を始めます。

――――――　諸般報告　――――――

議　　　長	事務局より、諸般の報告について、報告１「農地法第１８条第６項の規定による通知」をお願いいたします。
事　務　局	報告１「農地法第１８条第６項の規定による通知」につきましてご報告いたします。 資料は１ページから２ページになります。 農地法による解約が１件、畑が２筆、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が３件、田５筆、畑２筆です。以上報告いたします。
議　　　長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し、委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。
	（「質疑なし」という声、多数あり。）
議　　　長	なしと言うことでございますので、報告２「農地の利用目的変更」について、事務局お願いいたします。
事　務　局	資料は３ページをお開き下さい。 報告２「農地の利用目的変更」につきまして、去る１０月２１日に事務局で現地調査を行いましたので報告いたします。 申請者は、伊佐市大口木ノ氏に居住されています　ＡＳさんで、年齢は８

１歳です。

申請地は、伊佐市大口木ノ氏字下村１０３３番、地目は田、地積は７２１㎡で、木ノ氏自治会館から北西へ約３００ｍに位置しています。

申請地は今まで田として利用していましたが、天水田で水の確保が難しいことから、今後は畑として農地の有効利用を図りたいとのことで申請されています。

以上のことから、本届出は適切であると思われますことを報告いたします。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

―――――――― 議案第１号 ――――――――

議　　長　なしということですので、只今から議案の審議に入ります。

議案第１号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

事 務 局　議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、貸借について説明いたします。

１３ページをご覧ください。

期間は３年から２０年で、面積は田１９０，３７９㎡、畑１５，３５３㎡の計２０５，７３２㎡です。利用権を設定する者の数６２名、利用権の設定を受ける者の数３７名です。

土地の詳細につきましては、４ページ番号１から１２ページ番号６２のとおりです。以上説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議　　長　只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第１号事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　全員挙手。

よって議案第１号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

―――――――――　議案第２号　―――――――――

議　　長　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。

整理番号１番から１２番まで、一括で報告をお願いします。

ご意見、ご質問は、全ての報告終了後お願いいたします。

整理番号１番、２番について、９番農業委員の報告を求めます。

９　番
農業委員　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号１番、２番につきまして、去る１０月２３日に現地調査を行いましたので、私９番が報告いたします。

本件は譲渡人が違いますが、譲受人が同じであり申請地が隣接していますので、１番、２番一緒に報告いたします。

申請人　NMさんは、伊佐市菱刈前目に居住され、年齢は６４歳です。

１番の渡し人　ＩＲさんは、霧島市国分名波町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字中白坂４６０６番外１筆で、地目は畑、地積は合計１，２４６㎡で所有権移転売買であります。

２番の渡し人　ＡＹさんは、鹿児島市上竜尾町に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字前白坂４５５９番１外１筆で、地目は畑、地積は合計１，０２９㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は、３０，９９８㎡で取得可能面積であります。農業従事者は６名で、通作距離は約０．５ｋｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　　長	整理番号３番について、１１番農業委員の報告を求めます。
１　１　番 農業委員	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号３番につきまして、去る１０月２１日現地調査を行いましたので、私１１番が報告いたします。 申請人　ＴＭさんは、伊佐市大口曽木に居住され、年齢は４６歳です。 渡し人　ＯＳさんは、伊佐市大口曽木に居住され、年齢は８９歳です。 申請地は、伊佐市大口曽木字上牟田５３０番２外１筆で、地目は田、地積は合計２，４５３㎡で所有権移転贈与であります。 受人の経営面積は、今回の贈与分と自作地を合わせ３，３０５㎡で取得可能面積であります。農業従事者は２名で、通作距離は約０．５ｋｍで、現況は良く管理された農地であります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいしまして、私の報告を終わります。
議　　　長	整理番号４番について、７番農業委員の報告を求めます。
７　　　番 農業委員	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号４番につきまして、去る１０月２４日に現地調査を行いましたので、私７番が報告いたします。 申請人　ＫＹさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は５４歳です。 渡し人　ＫＳさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は８８歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字田ノ口２３６１番１外６筆で、地目は田、地積は合計７，９８０㎡で所有権移転売買であります。 受人の経営面積は２５，９８９㎡で取得可能面積です。農業従事者は２名で、通作距離は約３００ｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議　　　長	整理番号５番、６番について、４番農業委員の報告を求めます。

４　　番
農業委員

議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号５番、６番につきまして、去る１０月２４日に現地調査を行いましたので、私４番が報告いたします。

５番の申請人　ＨＳさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は８３歳です。

渡し人　ＯＳさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は６６歳です。

申請地は、伊佐市大口宮人字谷川６２８番８４外１筆で、地目は田、地積は合計３，９９３㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は１９，３７９㎡で取得可能面積であります。農業従事者は１名で、通作距離は約１００ｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

続きまして、６番の申請人　ＳＭさんは、伊佐市大口宮人に居住され、年齢は６７歳です。

渡し人　ＴＮさん他１名は、伊佐市大口大田に居住されています。

申請地は、伊佐市大口宮人字上ノ木場７１７番１外３筆で、地目は田、地積は合計５，５１２㎡で所有権移転売買であります。

受人の経営面積は２０，７７６㎡で取得可能面積であります。農業従事者は１名で、通作距離は約１ｋｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長

整理番号７番について、８番農業委員の報告を求めます。

８　　番
農業委員

議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号７番について、去る１０月２４日に現地調査を行いましたので、私８番が報告をいたします。

申請人　ＭＨさんは、伊佐市大口小木原に居住され、年齢は６７歳です。

渡し人　ＹＹさんは、東京都三鷹市下連雀に居住され、市外住民です。

申請地は、伊佐市大口小木原字渡田３０８番１７で、地目は畑、地積は４２１㎡、大口小木原字十王ノ前２０１番外２筆、地目は田、地積は合計４，５３１㎡の４筆地積合計は４，９５２㎡で、所有権移転売買です。

受人の経営面積は３０，５４７㎡で取得可能面積であります。農業従事者は４名で、通作距離は約１．５ｋｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号８番について、２番農業委員の報告を求めます。

２　番　農業委員　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号８番について、去る１０月２６日に現地調査を行いましたので、私２番が報告をいたします。

申請人　ＵＴさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は５５歳です。

渡し人　UMさんは、垂水市松原町に居住され、年齢は９５歳です。

申請地は、伊佐市大口里字八石田２番外１筆で、地目は田、地積は合計１，１９８㎡の所有権移転売買です。

受人は新規就農者で議案第１号番号５２の使用貸借分３，３０５㎡で取得可能面積であります。農業従事者は２名で、通作距離は約２ｋｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。

添付書類として全部事項証明書、営農計画書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　　長　整理番号９番について、３番農業委員の報告を求めます。

３　番　農業委員　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号９番について、去る１０月２４日に現地調査を行いましたので、私３番が報告をいたします。

申請人　ＭＹさんは、伊佐市大口堂崎に居住され、年齢は７７歳です。

渡し人　ＫＳさんは、大阪府守口市八雲東に居住され、年齢は９２歳です。

	申請地は、伊佐市大口金波田字道添６６４番で、地目は田、地積は９７１㎡の所有権移転売買です。 受人の経営面積は６２，２４２㎡で取得可能面積であります。農業従事者は４名で、通作距離は約１ｋｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議　　長	整理番号１０番について、１０番農業委員の報告を求めます。
１０番 農業委員	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号１０番について、去る１０月２４日に現地調査を行いましたので、私１０番が報告をいたします。 申請人　ＮＹさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は５４歳です。 渡し人　ＮＳさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は８０歳です。 申請地は、伊佐市大口牛尾字菅牟田１８７７番２３外１筆で、地目は田、地積は合計３，５０７㎡の所有権移転贈与です。 受人の経営面積は今回の贈与分３，５０７㎡で取得可能面積であります。農業従事者は２名で、通作距離は約０．５ｋｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。 添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議　　長	整理番号１１番について、５番農業委員の報告を求めます。
５番 農業委員	議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号１１番について、去る１０月２４日に現地調査を行いましたので、私５番が報告をいたします。 申請人　ＴＩさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は７３歳です。 渡し人　OMさんは、伊佐市大口平出水に居住され、年齢は８０歳です。 申請地は、伊佐市大口平出水字折小野１９６２番外３筆で、地目は田、地積は合計５，４３３㎡の所有権移転贈与です。

受人の経営面積は今回の贈与分５，４３３㎡で取得可能面積であります。農業従事者は２名で、通作距離は約５ｋｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。
添付書類として全部事項証明書、営農計画書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　長　整理番号１２番について、１２番農業委員の報告を求めます。

１２番農業委員　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号１２番について、去る１０月２４日に現地調査を行いましたので、私１２番が報告をいたします。
申請人　ＭＲさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は７５歳です。
渡し人　ＭＴさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は５７歳です。
申請地は、伊佐市菱刈荒田字東水流９３１番４外３筆で、地目は田、地積は合計３，５９０㎡の所有権移転売買です。
受人の経営面積は６６，５４２㎡で取得可能面積であります。農業従事者は３名で、通作距離は約０．８ｋｍで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。
以上のような理由により当申請は農地法第３条第２項の各号に該当しないと思われますので許可相当と思われます。
添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。
委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議　長　報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号１番から整理番号１２番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　全員挙手。

よって整理番号１番から整理番号１２番については許可が決定いたしました。

議　　長　議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数１２件について、１２件の許可が処分決定しました。

―――――――――― 議案第３号 ――――――――――

議　　長　議案第３号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、整理番号１番、２番、３番については譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。１１番農業委員の報告を求めます。

１１番農業委員　議案第３号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定のうち、整理番号１番、２番、３番について、１０月２４日に申請人の代理人　M行政書士立ち合いのもと、１番推進委員、１４番推進委員、私１１番農業委員の３名で共同調査をしましたので、１１番農業委員が報告いたします。

譲受人は､大阪府八尾市青山二丁目に所在する　H株式会社　代表取締役ＹＫさんで一般法人です。

譲渡人は､東京都港区新橋五丁目に所在する　ＳＵ株式会社　代表取締役NMさん一般法人です。

整理番号１番の申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田１４５０番１で、地目は畑、地積は４２２㎡です。

整理番号２番の申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田１４４２番１外２筆で、地目は畑、地積は合計５７２㎡です。

整理番号３番の申請地は、伊佐市菱刈川南字小廣田１４５１番１外１筆で、地目は畑、地積は合計２８１㎡です。

転用目的は太陽光発電施設で、事業計画変更の理由としましては、ＳＵ株式会社が５条申請許可後、資材の高騰等、計画を断念さざるえなかったが、余剰資材を有する譲受人H株式会社より、事業の継承及び譲渡の要請があり、これをＳＵ株式会社受諾したものであります。

所在地は、湯ノ尾小学校から南東約１．５ｋｍに位置し、南側は畑、東側も畑、北側は川内川、西側は畑であり、周囲に与える影響はないものと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数２７２枚、設置容量９１．１２ｋｗを予定してあります。

添付書類として、農地転用事業計画変更申請書、全部事項証明書、事業継承届出書、事業譲渡証明書、事業計画書、会社の定款、委任状等が添付されています。

調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　　長　１１番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号１番、２番、３番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　全員挙手。
よって整理番号１番、２番、３番は、処分決定いたしました。

議　　長　議案第３号「農地転用事業計画変更申請」に係る決定について、申請件数３件について、３件が処分決定しました。

―――――――――　議案第４号　―――――――――

議　　長　議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、整理番号１番について６番農業委員の報告を求めます。

６番農業委員　議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定について、整理番号１番について、去る１０月２４日、申請人　ＮＳさんは既にお亡くなりになっていますので、故人の長女である　ＴＳさん立ち合いのもと、４番農業委員、１２番推進委員、私６番農業委員の３名で共同調査をしましたので、６番が報告いたします。
申請人は、伊佐市大口田代に居住されています　ＮＳさん故人で、年齢は８８歳です。
申請地は、伊佐市大口田代字山ノ神１７２８番３外２筆で、地目は田、地積は合計３，７８３㎡です。
除外目的は、河川の捨土をもらい造成し農地の有効利用を図るものです。
所在地は田代馬渡線の道路より東へ約３００ｍに位置し、北側は山林、南

側も山林、東側は河川、西側は山林であります。
添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、現場写真等が添付されています。
調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　　長　６番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号１番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　全員挙手。
よって整理番号１番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議　　長　整理番号２番から８番については関連がありますので、一括で報告をお願いします。９番農業委員の報告を求めます。

９　　番
農業委員　議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更（除外）申出」の意見決定について、整理番号２番から８番について、去る１０月２４日、除外目的である太陽光発電施設を設置する　N株式会社　代表取締役　ＭＳさん代理人　M行政書士立ち合いのもと、２番推進委員、１０番推進委員、私９番農業委員の３名で共同調査をしましたので、９番が報告いたします。
申請人は７名おられますので、申請者、申請地の所在及び地番、地目、地積をまとめて報告いたします。
２番の申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されています　ＴＮさんで、年齢は９０歳です。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田１８６２番３と１８６３番１で、地目は畑、地積は合計２，４７１㎡です。
３番の申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されています　ＩＹさんで、年齢は７８歳です。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田１８６１番外４筆で、地目は畑、地積は

合計５，３５８㎡です。
４番の申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されています　ＳＳさんで、年齢は７０歳です。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田１８６４番１で、地目は畑、地積は５４１㎡です。
５番の申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されています　KMさんで、年齢は８９歳です。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田１８７０番で、地目は畑、地積は２，００２㎡です。
６番の申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されています　MHさんで、年齢は７９歳です。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田１８７７番で、地目は畑、地積は１，２３４㎡です。
７番の申請人は、伊佐市菱刈徳辺に居住されています　MＹさんで、年齢は８４歳です。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田１８７１番で、地目は畑、地積は１，０１０㎡です。
８番の申請人は、薩摩郡さつま町湯田に居住されています　MMさんで、市外住民です。
申請地は、伊佐市菱刈徳辺字池田１８６０番で、地目は畑、地積は１，４４３㎡です。
総合計は１２筆、１４，０５９㎡となります。全体図は資料２２ページを参照ください。
現況は小高い丘の上にある草の茂った農地で、一部に耕作された所もありますが、周辺は山林に囲まれており今後畑を継続していくことは困難と考えられます。
所在地は、菱刈庁舎の東約２．５ｋｍに位置し、農振除外しても周辺への影響はありません。
除外目的は太陽光発電施設設置で、大阪市西区江戸堀に所在する　N株式会社　代表取締役　ＭＳ氏が事業者となり、太陽光発電施設を設置する計画になっております。
事業規模は、前述した農地に非農地３３２㎡を合わせた合計１４，３９１㎡を９区画に分画し、それぞれパネル数３６０枚を設置し、総パネル枚数３，２４０枚、総電力量９７２．０ｋWの太陽光発電施設を設置する計画になっております。
添付書類として、農用地利用計画変更申請書、全部事項証明書、現場写真、パネル配置図、委任状等が添付されています。
調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切である

と判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　　長　９番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。

整理番号２番から８番について、意見を決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　全員挙手。

よって整理番号２番から８番は、意見並びに許可が決定いたしました。

議　　長　議案第４号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、申請件数８件について、８件の意見決定いたしました。

―――――――――　議案第５号　―――――――――

議　　長　議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号１番について、１０番農業委員の報告を求めます。

１０番農業委員　議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号１番について、去る１０月２４日、申請人の代理人　Ｔ行政書士立会いのもと、１１番推進委員、１３番推進委員、私１０番農業委員の３名で共同調査をしましたので、１０番が報告いたします。

申請人　ＴＫさんは、伊佐市大口大島に居住され、年齢は５１歳です。

申請地は、伊佐市大口大島字西榎水流１３７９番２、地目は田、地積は３２８㎡です。

農地区分は第１農地で、転用目的は一般住宅でありますが、集落接続施設のため問題ないと思われます。

しかしながら、当申請地は既に平成１６年１０月に住宅を建設しており、当時農地法の認識がなく届出を怠りました。今後は深く反省し、農地法を遵守するという始末書も提出してあります。

所在地は、ニシムタから東へ約１５０ｍに位置し、南側と東側は田、北側と西側は宅地であり、周囲に与える影響はないものと思われます。
添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、始末書、委任状等が添付されております。
調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　長　１０番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号１番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　全員挙手。
よって整理番号１番は、処分決定いたしました。

議　長　議案第５号「農地法第４条の規定による許可申請」に係る処分決定について申請件数１件について、１件が処分決定しました。

―――――――― 議案第６号 ――――――――

議　長　議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号１番について、７番農業委員の報告を求めます。

７番農業委員　議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号１番について、去る１０月２４日、申請人の　ＮＺさん立会いのもと、３番推進委員、５番推進委員、私７番農業委員の３名で共同調査をしましたので、７番が報告いたします。
譲受人は、伊佐市菱刈前目に所在する　Ｎ建設工業　有限会社　代表取締役　ＮＺさんです。

	譲渡人は、伊佐市菱刈前目に居住されている　ＫＫさんで、年齢は８２歳です。 本申請は、使用賃借権で、農地区分は第１種農地、転用目的は資材置場及び駐車場となっております。 申請地は、伊佐市菱刈前目字川頭１６２６番１外１筆で、地目は田、地積は合計９７５㎡であります。 所在地は、菱刈庁舎から北西へ約２ｋｍに位置しており、南側、東側は宅地、西側は荒れ地、北側は道路で、周囲に与える影響はないと思われます。 添付書類として、全部事項証明書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款等が添付されております。 調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議　　長	７番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
	（「質疑なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号１番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議　　長	全員挙手。 よって整理番号１番は、処分決定いたしました。
議　　長	整理番号２番ついて、３番農業委員の報告を求めます。
３　番 農業委員	議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号２番について、去る１０月２４日、申請人の代理人　Ｍ行政書士立会いのもと、２番農業委員、１５番推進委員、私３番農業委員の３名で共同調査をしましたので、３番が報告いたします。 譲受人は、大分県大分市大字久土に居住されている　ＨＡさんで、市外住民です。 譲渡人は、伊佐市大口白木に居住されている　ＳＴさんで、年齢は５６歳

です。
本申請は所有権移転売買で、農地区分は第２種農地その他の農地で、転用目的は農太陽光発電施設となっております。
申請地は、伊佐市大口白木字山神１３１３番３１で、地目は畑、地積は１，９８６㎡であります。
所在地は、伊佐農業公社から西へ約４．４ｋｍに位置しており、北側、東側、南側は畑、西側は山林であり、周囲に与える影響はないと思われます。
太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数３６０枚、設置容量４９．５ｋｗを予定してあります。
添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。
調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　長　３番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号２番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　全員挙手。
よって整理番号２番は、処分決定いたしました。

議　長　整理番号３番ついて、４番農業委員の報告を求めます。

４番農業委員　議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号３番について、去る１０月２４日、申請人の代理人　Ｍ政書士立会いのもと、６番農業委員、１３番推進委員、私４番農業委員の３名で共同調査をしましたので、４番が報告いたします。
譲受人は、鹿児島県姶良市西餅田に所在する　株式会社　Ｂ代表取締役ＳＫさんで、一般法人です。

	譲渡人は、伊佐市大口田代に居住されている　ＩＫさんで、年齢は５５歳です。 本申請は所有権移転売買で、農地区分は第２種農地その他の農地で、転用目的は農太陽光発電施設となっております。 申請地は、伊佐市大口田代字船ケ迫９２５番３外２筆で、地目は畑、地積は１，１００㎡であります。 所在地は、羽月西小学校から北西へ約１．４ｋｍに位置しており、北側は道路を挟んで宅地、東側は道路、南側は畑、西側も畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数１８４枚、設置容量４９．５ｋｗを予定してあります。 添付書類として、全部事項証明書、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、会社の定款、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議　　長	４番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
	（「質疑なし」という声、多数あり。）
議　　長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号３番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	（全員挙手）
議　　長	全員挙手。 よって整理番号３番は、処分決定いたしました。
議　　長	整理番号４番、５番ついては、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。７番農業委員の報告を求めます。
７　番 農業委員	議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号４番、５番について、去る１０月２４日、申請人の代理人　Ｔ行政書士立会いのもと、３番推進委員、５番推進委員、私７番農業委

員の３名で共同調査をしましたので、７番が報告いたします。
　譲受人は､北九州市小倉北区魚町二丁目に所在する　ＮＲ株式会社　代表取締役　ＳＭさんで、一般法人です。
　４番の譲渡人は､伊佐市菱刈前目に居住されている　ＳＴさんで､年齢は９２歳です。
　５番の譲渡人は、鹿児島市皇徳寺台三丁目に居住されている　ＨＳさんで、市外住民です。
　本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第２種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。
　申請地は、伊佐市菱刈前目字北山２４０６番１３外２筆で、地目は畑、地積は合計1，２１１㎡であります。
　所在地は、菱刈庁舎から南東へ約２ｋｍに位置しており、南側は宅地、東側、北側は道路、西側は田であり、周囲に与える影響はないと思われます。
　太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数３６０枚、設置容量４９．５ｋｗを予定してあります。
　添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。
　調査の結果､この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが､委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　　　長　７番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
　整理番号４番、５番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　　長　全員挙手。
　よって整理番号４番、５番は、処分決定いたしました。

議　　　長　整理番号６番、７番ついては、譲受人が同一で関連事業のため一括で報告をお願いします。２番農業委員の報告を求めます。

２　番 農業委員	議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号６番、７番について、去る１０月２４日、申請人の代理人　T行政書士の代理人　M行政書士立会いのもと、３番農業委員、１５番推進委員、私２番農業委員の３名で共同調査をしましたので、２番が報告いたします。 譲受人は、北九州市小倉北区魚町二丁目に所在する　ＮＲ株式会社　代表取締役　ＳMさんで、一般法人です。 ６番、７番の譲渡人は、伊佐市大口白木に居住されている　ＳＴさんで、年齢は５６歳です。 ６番、７番の申請は、共に所有権移転売買で、農地区分は第２種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設となっております。 ６番の申請地は、伊佐市大口白木字山神１３１３番１９で、地目は畑、地積は1，９９９㎡であります。 ７番の申請地は、伊佐市大口白木字山神１３１３番１５で、地目は畑、地積は1，４８７㎡であります。 所在地は、すずらんの里から南へ約５０ｍに位置しており、東側は山林、西側も畑、南側は原野、北側は畑であり、周囲に与える影響はないと思われます。 太陽光発電事業ですが、両申請地ともパネル設置枚数３５０枚、設置容量４９．５ｋｗを予定してあります。 添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。 調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議　長	２番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
	（「質疑なし」という声、多数あり。）
議　長	なしということでございますので、お諮りいたします。 整理番号６番、７番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	（全員挙手）

議　　長　全員挙手。
よって整理番号６番、７番は、処分決定いたしました。

議　　長　整理番号８番について、８番農業委員の報告を求めます。

８　番
農業委員　議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号８番について、去る１０月２４日、申請人の代理人　T政書士立会いのもと、５番農業委員、６番推進委員、私８番農業委員の３名で共同調査をしましたので、８番が報告いたします。
譲受人は、伊佐市大口里に居住されている　HMさんで、年齢は４２歳です。
譲渡人は、神奈川県大和市草柳一丁目に居住されている　ＫＴさんで、市外住民です。
本申請は、所有権移転贈与で、農地区分は第２種農地その他の農地で、転用目的は資材置場として利用となっております。
申請地は、伊佐市大口小木原字今内田２０３８番６で、地目は畑、地積は４１㎡であります。
所在地は、旧山野中学校より西へ約５０ｍに位置しており、東側は畑、北側、西側は宅地、南側は道路であり、周囲に与える影響はないと思われます。
添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が添付されております。
調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　　長　８番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号８番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　全員挙手。
よって整理番号８番は、処分決定いたしました。

議　　長　整理番号９番について、６番農業委員の報告を求めます。

６番農業委員　議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号９番について、去る１０月２４日、申請人の代理人M氏立会いのもと、４番農業委員、１２番推進委員、私６番農業委員の３名で共同調査をしましたので、６番農業委員が報告いたします。

譲受人は、福岡県太宰府市観音寺五丁目に所在する　合同会社D　代表社員　ＭＴさんで、一般法人です。

譲渡人は、伊佐市大口川岩瀬に居住されている　ＮＴさんで、年齢は９３歳です。

本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第２種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。

申請地は、伊佐市大口川岩瀬字鳥場美９３６番１で、地目は畑、地積は１，９１９㎡であります。

所在地は、羽月西小学校から東へ約８００ｍに位置しており、東側は雑木林、西側は宅地、南側は雑木林、北側は市道で、周囲に与える影響はないと思われます。

太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数３６０枚、設置容量４９．５ｋｗを予定してあります。

添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　　長　６番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号９番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　全員挙手。
よって整理番９番は、処分決定いたしました。

議　　長　整理番号１０番について、１２番農業委員の報告を求めます。

１２番農業委員　議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号１０番について、去る１０月２４日、申請人の代理人鹿児島支店の立石さん立会いのもと、４番推進委員、１２番農業委員の２名で共同調査をしましたので、１２番農業委員が報告いたします。
譲受人は、宮崎市平和が丘東町に所在する　ＳM株式会社　代表取締役ＫＳさんで、一般法人です。
譲渡人は、大阪府高槻市柱本六丁目に居住されている　ＯＫさんで、市外住民です。
本申請は、所有権移転売買で、農地区分は第２種農地その他の農地で、転用目的は太陽光発電施設として利用となっております。
申請地は、伊佐市菱刈重富字鐙之上１５３０番３で、地目は畑、地積は９４６㎡であります。
所在地は、田中小学校から西へ約３００ｍに位置しており、南側は畑、東側は道路、北側は畑、西側は田で、周囲に与える影響はないと思われます。
太陽光発電事業ですが、パネル設置枚数２５６枚、設置容量４９．５ｋｗを予定してあります。
添付書類として、申請書、法廷添付書類一式、事業計画書、会社の定款、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。
調査の結果、この申請については３名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議　　長　１２番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議　　長　なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号１０番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　　長　全員挙手。
よって整理番１０番は、処分決定いたしました。

議　　長　議案第６号「農地法第５条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数１０件について、１０件が処分決定いたしました。

―――――――――― 議案第７号 ――――――――――

議　　長　議案第７号「辞任届」の承認について提案いたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局　追加議案第７号「辞任届」の承認について説明いたします。
令和１年１０月１５日付けで、ＯＹ委員より辞任届が提出されました。
理由につきましては、「一身上の都合により令和１年１０月３１日をもって、農業委員を辞任したいのでご了承願います。」と書かれております。
農業委員会等に関する法律第１３条の規定により、「市長村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」とあります。
委員会の同意とは、総会出席者の過半数によって決定することになりますので、ご審議方よろしくお願いします。

議　　長　事務局の説明が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「はい」という声、多数あり。）

１１番農業委員　農業委員会の同意と言った場合は、農業委員、推進委員を含めた同意といった解釈でいいんでしょうか。

事 務 局　推進委員には議決権がありませんので、同意については農業委員さんだけになります。

議　　長　他に、ご意見、質問はございませんか。

（「はい」という声、多数あり。）

３　番　農業委員　一身上の都合であればどうしょうもないんではないんですか。農業委員としては同意するしかないのではないでしょうか。

議　長　他に、ご意見、質問はございませんか。

（「なし」という声、多数あり。）

議　長　なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第７号事務局の説明のとおり、承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議　長　全員挙手。

よって議案第７号「辞任届」の承認については承認されました。

議　長　その他。事務局お願いします。

事務局　総会資料の３６ページをお開きください。１０月の月例報告をします。

４日、１０月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありました。

２４日、現地調査を一斉にしております。２９日、本日ですが第８回農業委員会の総会です。

１１月の行事予定ですが、7日に１１月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。

２２日が現地調査です。２８日が第９回の農業委員会の総会です。

月例報告は以上です。

議　長　他にないでしょうか。

（「なし」という声、多数あり。）

事務局　以上で、令和元年度 第８回農業委員会総会を終わります。

姿勢を正してください。

一同礼。

おつかれ様でした。

【終了時間　　午前１０時２０分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会　　　長　　会　長

伊佐市農業委員　　４　番

伊佐市農業委員　　５　番